

医療保険制度の概要

制 度 名			保 険 者 (平成14年3月末)	加入者数 (平成14年3月末) 〔本 人〕 〔家 族〕 千 人	保 険 給 付			財 源		老人保健医療対象者の割合 (%) (平成14年3月末)	
					医 療 給 付			現金給付	保険料率		国庫負担・補助
					一部負担	高額療養費	入院時食事療養費				
健康保 険	一般被用者	政 管	国	36,299 〔19,124〕 〔17,175〕	3割 ただし、3歳未満 2割 70歳以上 1割 (一定以上所得者は2割)	自己負担限度額 (上位所得者) 139,800円 + (医療費-466,000円) × 1% (一般) 72,300円 + (医療費-241,000円) × 1% (低所得者) 35,400円 世帯合算基準額 同一月に21,000円以上の負担が複数の場合はこれを合算して支給 多数該当の負担軽減 12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額 (上位所得者) 77,700円 (一般) 40,200円 (低所得者) 24,600円 長期高額疾病患者の負担軽減 血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等の自己負担限度額 10,000円 70～74歳 老人保健と同じ	(標準負担額) 一般 1日 780円 低所得者は90日目まで 1日 650円 低所得者は91日から 1日 500円 70～74歳 老人保健と同じ	・傷病手当金 ・出産育児一時金 等	8.2%	給付費の13.0% (老健拠出金分 16.4%)	5.6
		組 合	健康保険組合 1,722	31,018 〔14,936〕 〔16,081〕				同 上 (附加給付あり)	—	定 額 (予算補助)	2.7
	健康保険法 第3条第2項被 保 険 者		国	41 〔28〕 〔14〕				・傷病手当金 ・出産育児一時金 等	1級日額 130円 13級 2,640円	給付費の13.0% (老健拠出金分 16.4%)	7.0
		船 員 保 険		国				212 〔78〕 〔134〕			同 上
各種 共 済	国家公務員	23共済組合	9,937 〔4,474〕 〔5,463〕			同 上 (附加給付あり)	約7.8% 約8.7% 約8.0%	なし	4.3		
	地方公務員等	54共済組合									
	私学教職員	1事業団									
国民健康保 険	農 業 者	市 町 村 3,235	48,953					・出産育児一時金 ・葬 祭 費 等	世帯毎に応給割 (定額)と応能 割(負担能力に 応じて)を賦課 保険者によって 賦課算定方式は 多少異なる	給付費等の 50% 給付費等の 32%～52%	25.3
	自営業者等	国保組合 166	市町村 44,770								
	被用者保険 の退職者	市 町 村 3,235	国保組合 4,183						なし		

老人保健	[実施主体] 市町村	[平成14年2月末] 15,675 被用者保険 3,352 国民健康保険 12,323	1割（一定以上所得者は2割）	自己負担限度額 (一定以上所得者) 72,300円+医療費-361,500円×1% (多数該当の場合) 40,200円 (一般) 40,200円 (低所得者) 24,600円 (低所得者のうち特に所得の低い者) 15,000円	外来個人ごと 40,200円 12,000円 8,000円 8,000円	同上、 ただし、低所得者のうち特に所得の低い者 1日300円	各医療保険 保険者から 支給	[費用負担] ・各制度の保険者 66% ・公費 34% (公費の内訳) 国：都道府県：市町村 4：1：1 (平成15年9月末まで)	総人口に占める老人保健医療対象者の割合(%) (平成14年2月末) 12.3

- (注1) 老人保健制度の対象者は、各医療保険制度加入の75歳以上 (ただし、平成14年9月30日までに70歳以上となった者を含む。) の者及び65歳以上75歳未満の寝たきり等の状態にある者。
(注2) 国保組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家族については政管健保並とする。
(注3) 低所得者：市町村民税非課税世帯に属する者等。
(注4) 各種共済の保険料率は平成13年3月現在である。
(注5) 組合と老人保健の加入者数は速報値である。

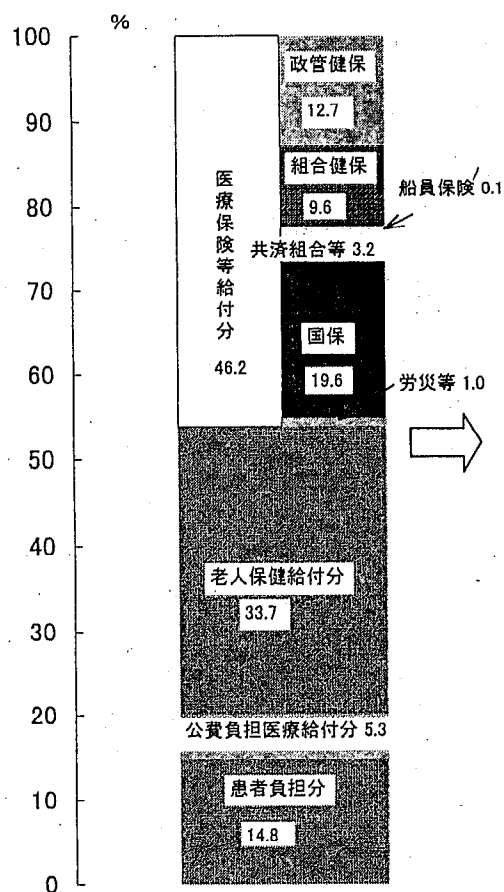
【保険局調】

国民医療費の構造（平成12年度）

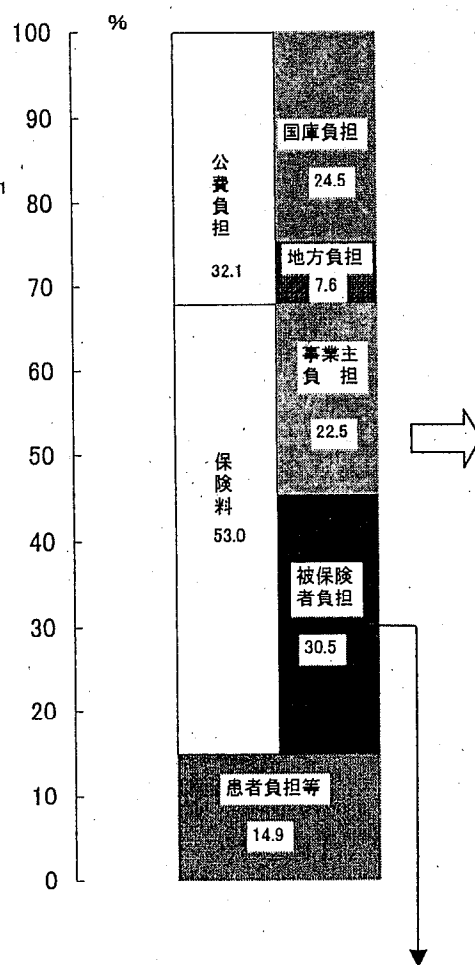
国民医療費
一人当たり医療費

30兆3,583億円
239,200円

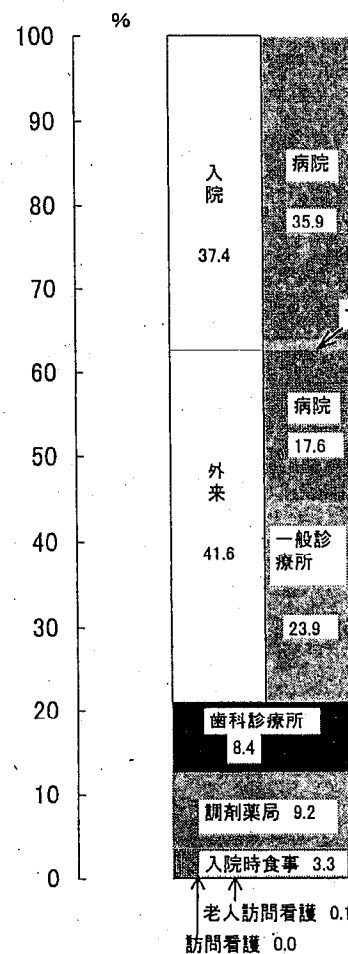
国民医療費の制度別内訳



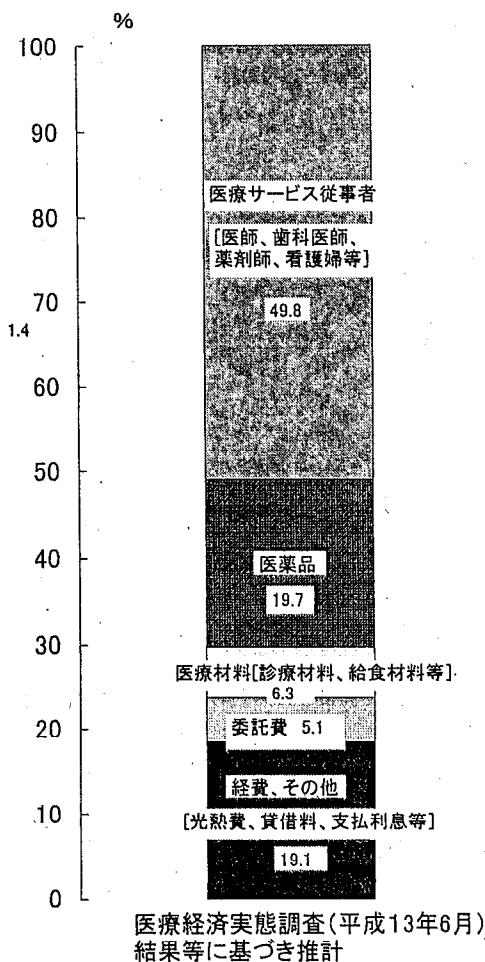
国民医療費の負担(財源別)



国民医療費の分配



医療機関の費用構造



●被保険者負担には、国民健康保険の保険料が含まれている。

医療経済実態調査(平成13年6月)
結果等に基づき推計

介護保険制度の概要

サービス提供機関

在宅サービス

- ◇訪問介護（ホームヘルプ）
- ◇訪問入浴
- ◇訪問看護
- ◇訪問リハビリテーション
- ◇通所リハビリテーション（デイケア）
- ◇居宅療養管理指導（医師・歯科医師による訪問診療など）
- ◇通所介護（デイサービス）
- ◇短期入所生活介護（ショートステイ）
- ◇短期入所療養介護（ショートステイ）
- ◇痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人のグループホーム）
- ◇有料老人ホーム等における介護
- ◇福祉用具の貸与・購入費の支給
- ◇住宅改修費の支給（手すり、段差の解消など）

介護保険施設

- ◇介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ◇介護老人保健施設（老人保健施設）
- ◇介護療養型医療施設
 - ・療養病床
 - ・老人性痴呆疾患療養病棟
 - ・介護力強化病院（施行後3年間）

